

就学援助(入学準備金)をご利用ください

☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 ☎ 53-5129

4月に小中学校に入学する児童生徒を対象に、就学援助(入学準備金)を2月に支給します。

対象者

令和4年4月に小中学校に入学する児童生徒の保護者(市内在住)で次の①～④のいずれかに該当する人

※①～③は令和3年度の状況

- ①生活保護の停止または廃止を受けた
- ②児童扶養手当の支給を受けている
- ③住民税が非課税
- ④世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

申請方法

■申請期限・窓口

申請書は教育総務課または各総合窓口を設置していますので、令和4年2月4日(金)までに各窓口申請をしてください。

■提出書類

申請書、保護者名義の振込先口座通帳(写し)、上記①～④の状況を証する書類

※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

米原市公共施設等総合管理計画(改定案) 市民意見(パブリックコメント)を募集します

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする計画について、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間 提出締切

令和4年1月21日(金)まで

計画(案)の 閲覧場所

本庁舎、山東支所、各市民自治センター
市立図書館の市政情報プラザ
各行政サービスセンター
市公式ウェブサイト

意見の 提出方法

閲覧場所で直接提出または郵送、
ファクス、メールで下記へ提出してください。

お問い合わせ・意見の提出先

〒521-8501 米原1016
市 財政契約課 ☎53-5166 ☎ 53-5148
✉kanzai@city.maibara.lg.jp

確定申告等で障がい者控除を受けるには

☎ 市 社会福祉課 ☎53-5123 ☎ 53-5119

障がいのある人やその人を扶養する人は、以下のいずれかの方法により、確定申告等で障がい者控除を受けられます。

障がい者控除対象者認定書の発行申請により

介護保険認定調査票で以下の各状態を認められる人は、「障がい者控除対象者認定書」の発行を社会福祉課または各総合窓口で申請してください。

	特別障がい者	普通障がい者
介護保険 認定調査票	重度の認知症	軽度・中度の 認知症
	6カ月以上の 寝たきり	

各種手帳の提示により

以下の各手帳を持つ人は手帳の提示により「障がい者控除対象者」と認められるため、認定書は不要です。
※普通障がい者に該当する人で、介護保険認定調査票により重度の認知症または6カ月以上の寝たきりと診断されている場合、特別障がい者の認定を受けられます。

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳所持者	1級・2級	3～6級
療育手帳所持者	A1・A2	B1・B2
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	2級・3級

公的年金のお知らせ

☎ 彦根年金事務所 お客様相談室 ☎0749-23-1116
市 市民保険課 ☎53-5114

国民年金の加入手続きをお願いします

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで重い障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたや家族を支えてくれる公的年金制度です。

20歳以上60歳未満で、職場の年金(厚生年金や共済年金)に加入していない人は、必ず国民年金への加入手続きを行ってください。

20歳前から障がいを持っている人へ

20歳からは、障害基礎年金を受けることができます。詳しくは、彦根年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付は口座振替・クレジットカードでの前納が便利でお得です

口座振替・クレジットカードでの前納(6カ月前納、1年前納、2年前納)を利用すると、納付書で毎月納付する場合と比べて国民年金保険料が割引されます。

令和4年4月分保険料からの前納のお申し込みはお早めに。

申し込み期限 令和4年2月末